

社会福祉法人慶生会  
慶生会ゆったりデイサービス豊南

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]  
事業運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人慶生会が開設する慶生会ゆったりデイサービス豊南(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「職員等」という。)が、要介護状態(介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態)にある認知症高齢者に対し、心身の機能の維持、向上ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあつては、事業所の職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

4 上記の他「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第3章の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 慶生会 ゆったりデイサービス豊南
- ② 所在地 豊中市豊南町東二丁目10番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(生活相談員兼務)  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者または、その家族に対し、その内容について説明を行うものとする。通所介護計画の作成にあつて、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。
- ② 生活相談員 1名以上(管理者兼務)  
管理者の補助ならびに利用者またはその家族の相談に応じるとともに、通所介護計画及び介護予防に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行うものとする。
- ③ 介護職員 4名以上  
通所介護計画に基づき主として介護を行うものとする。
- ④ 機能訓練指導員 1名  
利用者が日常生活を営むのに、必要な機能の維持、減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。(12月31日から1月3日までを除く。)ただし、やむを得ない事情により曜日の振替をすることができる。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

- ④ 延長サービス時間 午後4時30分～午後5時 00分までとする。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 12名/日

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護認知症対応型予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

生活相談・助言等

- ① 食事サービス
- ② 入浴サービス(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 介護サービス(移動、排泄)
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ(活動、レクリエーション等)
- ⑧ 延長サービス
- ⑨ その他利用者に対する便宜の提供

2 前項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

(1) 食費は、650円を徴収する。

(2) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

\*おやつ代 50円

\*おむつ代は、事業所の物を使用した場合、おむつの種類により実費を徴収する。

\*その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊中市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(居宅サービス計画に沿ったサービス提供)

第10条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

(居宅サービス等変更の援助)

第11条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行う。

(サービス提供記録の記載)

第12条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)提供日及び内容、当該指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護について、保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

(通所介護計画の作成)

第13条 利用者の心身状況、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護への希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成する。

2 それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明をする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 本業事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 本業事業所は、指定認知症対応型通所介護従業者及び、指定介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 本業事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 本業事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職等に周知徹底を図ること。

② 本業事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

③ 本業事業所において、介護職等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービス選択に必要な重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第17条 職員等、退職者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(苦情解決)

第18条 提供した指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 提供した指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に関し、市町村が求める文書等の提出、提示や当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。又、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(会計の区分)

第19条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業会計とその他の事業会計を区分する。

(記録の整備)

第20条 設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(緊急時等における対応)

第21条 職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第22条 利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の範囲において速やかに行う。

(非常災害対策)

第23条 本事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年に2回避難・救出等訓練を行う。

(地域との連携など)

第24条 本事業所は、その運営に当たっては利用者・利用者の家族・当該事業に知見を有する者及び地域の関係者等で構成する運営推進会議をおおむね6ヶ月に一回開催することにより、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 運営推進会議から出された要望・助言について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(身体拘束及び行動の制限)

第25条 本事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。尚、緊急やむを得ない場合は、本人若しくは身元引受人に説明を行い、必ず書面にて同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第26条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止するための従業員に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) 前2号に掲置を適切に実施するための担当者を置く。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置。

2 本事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第27条 本事業所は、指定認知症対応型通所介護及び、指定介護予防認知症対応型通所介護にあたる従業員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間等が実施する研修や当該事業所の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年2回以上
- ③ 虐待防止に関する研修 年1回以上

- ④ 権利擁護に関する研修 年1回以上
- ⑤ 認知症ケアに関する研修 年1回以上
- ⑥ 介護予防に関する研修 年1回以上

2 本業事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 本業事業所は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関する条例で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する